会 譲 録

会議の名称	那珂川市個人情報保護審査会
開催日時	令和4年7月26日 (火) 9時55分から10時45分まで
開催場所	那珂川市勤労青少年ホーム 第1・第2会議室
公開又は非公開の別	公開
非公開の理由	
(非公開の場合のみ)	
出席者	(1) 委員
	牟田会長、今泉副会長、清永委員、菰田委員、髙木委員、磯辺委員
	(2) 市
	事務局:江頭局長、川村行政委員会事務局課長補佐兼係長、白水
	説明者:長田係長、朽網(高齢者支援課)
	岩橋係長(都市計画課)
傍聴人数	0人
(公開の場合のみ)	

議題及び審議の内容(下記のとおり)

議題

<個人情報の例外利用及び外部提供等について>

① 外部提供(高齢者支援課) 説明者から、調書の概要について説明。

<事業の概要>

本業務は、那珂川市第9期高齢者保健福祉・介護保険事業計画策定のためニーズ調査及び在宅介 護実態調査を実施するものである。那珂川市個人情報保護条例第5条第3項第4号の規定により 本審査会の意見を聴くものである。

会 長 :委員から質問や不明点はないか。

委員:届くアンケートに個人情報は書かれていないのか。

説明者 :アンケートの中に個人情報はない。

委員 : 受託業者には個人情報を提供するのか。

説明者 :アンケートには、通し番号を打っている。受託業者には、通し番号や被保険者番

> 号が入力されたワークシートを渡し、受託業者が調査結果を入力し那珂川市の高 齢者を取り巻く現状の分析を、住まいや年齢等をもとに行う。分析には被保険者

番号、年齢等のデータが必要になることから、外部提供したいと考えている。

会 長 :このワークシートは受託業者が作るのか。

: ワークシート自体の大枠はこちらで作成する。 説明者

: 受託業者はアンケートを集計後、何をするのか。 会 長

説明者 : 那珂川市の高齢者を取り巻く現状の分析を行う。

委員:実際に施設で介護を受けている方のアンケートは必要ないのか。

説明者 :在宅で介護を受けている人の状況等の計画を策定するものであり、施設に入って

ある人は計画には含まれていない。

委員:データ分析にあたって、何のために被保険者番号はいるのか。

説明者:市の方で被保険者番号を突合させて、訪問調査を行ったりする情報にも繋げてい

くため、被保険者番号も含めたところでワークシートを作っている。

会 長 : データの齟齬とか漏れがないように通し番号を当初から印字してあるのであれ

ば、業者に被保険者番号を渡す必要はないのではないか。

説明者 :「確認表(アンケート等調査業務用)5その他」の市から受託業者へ提供する情

報のうち「介護保険被保険者番号を除いたものを外部提供する。

会 長 :「確認表 (アンケート等調査業務用) 5 その他」の市から委託業者へ提供する

情報のうち「介護保険被保険者番号を除いたものを外部提供するということで

承認してよいか。

《委員全員了承》

会 長 : それでは、後ほど事務局と調整してもらい、「例外利用・外部提供に関する調

書」、「確認表 (アンケート等調査業務用)」の一部修正お願いする。

② 例外利用及び外部提供(都市計画課)

説明者から、調書の概要について説明。

<事業の概要>

本業務は、都市計画法第6条に基づき都市計画に関する基礎調査を実施するため、那珂川市個人情報保護条例第5条第3項第4号の規定により本審査会の意見を聴くものである。

会 長 :委員から質問や不明点はないか。

委員:受託業者の業務はどのような内容か。

説明者 : 既にある区域のデータや人口の出入りの情報等をメッシュデータに整理して地

図に落とし込む作業となる。

会 長 : 受託業者に提供する個人情報の内容としては、どういうものがあるか。

説明者:住民基本台帳のデータや、人口の移動と家族構成、更にデータのマップを作る

ときには、住所及び続柄、転出入の情報等のデータである。

委員:データはどういう形で提供するのか。

説明者 :システムでエクセルのような形で抽出できるのでそれを受託業者に提供するこ

とになる。

委員:どのような媒体で提供するのか

説明者 : データ量が多いので CD - R を使って渡す。

委員:情報漏洩に関する事項は契約上どのようになっているか。

説明者 : 従業員に対する秘密の保持については、契約約款の中で規定している。都市計

画基礎調査は全国的な調査で、年度ごとにそれぞれの市町村が行っており今回の受託業者は実績がある業者であり、取り扱いについては重々承知の上と考え

ている。また、受託業者に確認したところ再委託する場合は、市へ再委託の伺

い及び市の承認がいるため再委託はしないとのことであった。

会 長 : その他意見がなければ承認してよいか。

《委員全員了承》

会長 : 承認する。

<個人情報保護法の改正ついて>

会 長 : 「3 その他 (1) 個人情報保護法の改正について」事務局より説明をお願い

する。

事務局 : 「1 個人情報保護法の改正について」、令和3年度に個人情報保護法が改正さ

れ、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法を含む3本の法律が1本の法律に統合された。これに伴い、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を国の個人情報保護委員会に一元化するなど、大幅な制度変更が行われた。

制度変更については、「2 改正内容の概要」のとおりで、後ほど確認をお願いする。続いて「3 本審査会に対する諮問について」、この改正に伴い、今まで本審査会への諮問を要件としていた「個人情報の取得、利用、外部提供等」については、特に必要がある場合に限られることとなる。

そのため、今後の本審査会の位置づけについて、近隣市の動向を参考にしながら調査研究したいと考える。

会 長 :質問があればお願いする。

委員:特に必要である場合とは、どういったことに限られるか。

事務局 :まだ国の方から、特に必要な場合の例示がされていないので、現時点ではまだ

わからない状況であるが、個人情報の例外利用等においては各地方公共団体の個人情報保護審査会が承認等の判断するようなことはない。それ以外については具体的なものは示されていないので、近隣市と情報共有しながら、今後詰め

させていただきたいと考えている。

会 長 : 他になければ、以上をもって那珂川市個人情報保護審査会を終了する。